

# 10. 労働組合について



Q49

労働組合ってどんなものですか？



A49

労働組合とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善そのほか経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいいます。

労働組合には、「労働三権」が保障されており、団体交渉を通じて組合員の労働条件などについて「使用者と対等の立場に立って交渉・協議する」ことができます。



Q50

会社と労働組合が労働協約を締結して、賃金が上がりました。  
労働協約とはどのようなものですか。



A50

労働組合の目的は、団体交渉や争議行為を経て、労働協約が締結されることによって実現されます。

労働協約とは、労働組合と使用者とが団体交渉によって、組合員の労働条件や労使関係事項について合意に達した内容を文書化し、双方の代表者が署名または記名押印したものをいいます(労働組合法第14条)。たとえその名称が覚書、協定などであっても、あるいは一項目に関する合意であったとしても、それは労働協約です。



Q51

就職しましたが、同時に労働組合員になった説明を受けました。



A51

ユニオン・ショップ協定というものがあります。

これは、労働組合法第2条但書第1号に該当する労働者を除き、その企業に雇用された労働者は労働組合の組合員でなければならず、労働組合に加入しなかった場合、あるいは労働組合を脱退、除名された場合、使用者がその労働者を解雇する旨を約束した労使協定のことです。

ユニオン・ショップ協定を結ぶことができる労働組合は、その工場事業場の労働者の過半数で組織されている組合であることが必要です(労働組合法第7条第1号但書)。